

真庭市子育て世代へのプロモーション推進業務仕様書

1 事業名称

真庭市子育て世代へのプロモーション推進業務

2 事業目的

市では、こども・子育て施策を市政の最優先施策と位置づけ、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた、切れ目ない支援「こどもはぐくみ応援プロジェクト」に取り組んでいる。

本事業は、20代から40代の子育て世代をメインターゲットに、こども・子育て支援に関わる事業や欲しい情報を面的に発信し、本市の取組や魅力を知ってもらい、理解を深めてもらうことで、「住み続けたい」「移り住みたい」と感じてもらうことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務概要

受託者は、本市と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

(1) 全体計画の策定

事業の趣旨や本市の抱える課題やアプローチ方法を分析し、これまでの取組と今後の方向性を市と協議したうえで、下記(2)～(6)について、その取組内容やスケジュールを包含した、全体計画を策定すること。

(2) 動画の制作・活用

ア 動画の制作

本市の子育て支援施設や事業を主に市内在住の子育て世代にわかりやすく理解してもらい、利用促進を図るため、子育て支援施設や子育て支援事業の紹介動画を制作し、活用すること。また、子育てがマイナスイメージに捉えられないような発信をすること。

① 動画制作の範囲

動画は、本市ホームページ(YouTube)や本市SNS(Twitter、LINEなど)によるインターネット配信を前提とし、企画、タイトル、台本(絵コンテ含む)、演出、素材作成、出演者との調整、取材、撮影、編集、ナレーション、収録、テロップ制作、BGM音源制作、選曲・音響効果等、動画制作に係る作業の一切を行うこと。なお撮影は、業務用デジタルハイビジョン解像度以上のカメラで撮影し、編集も撮影と同様の方式で行うこと。成果品については汎用的な動画編集ソフトで編集可能な形式とすること。

② 動画の内容・構成

・本市における妊娠・出産・産後支援、居場所、遊び場、子どもと参加できる各種イベントの取りまとめなど、本市の特長的な施設・事業所・事業等をわかりやすく紹介する動画を2本以上制作し、各3分程度の構成とすること。なお、令和5年度に制作した動画のスタイルを基本的に踏襲し、続編を制作していくことを考えている。

・「こどもはぐくみ応援プロジェクト」等の本市の特長的な子育て支援事業やサービスを紹介する動画を2本以上制作し、各30秒～2分程度の構成とする。なお、令和5年度に制作した動画のスタイルを基本的に踏襲し、続編を制作していくことを考えている。

・メインターゲットは市内の高校生以下を持つ子育て世代とするが、幅広い年代が興味を持って視聴してもらえるよう工夫を凝らし、本市ホームページへ誘引できるものとする。

イ 動画の活用

制作した動画を活用し、子育て世帯に効率的に届くように認知拡大を図ること。認知拡大にあたっては、経済的かつ効果的な広告媒体（SNS 広告、Web 配信、デジタルサイネージ、事業者の持つ広告媒体などの活用）を提案すること。

(3) SNS (LINE) を活用した子育てプロモーションの企画・提案・実施

本市では、現在、公式ホームページを主な情報発信手段として各部署が情報を掲載している。掲載された情報の中で、子育て世代を対象とした情報を LINE と連携させて発信できるようシステムの改修を予定している。本事業では連携先となる LINE アカウントの構築から登録者の獲得まで、企画・提案・実施を行う。

・ 真庭市子育て世代向け公式 LINE アカウントを開設すること。

・ 効果的なリッチメニュー画面の提案・作成。

・ 本市職員向けの運用講座の実施をすること。

・ 対象人口などを分析したうえで、登録者数の目標値を設定し、目標を達成するように取り組みを行うこと。

・ その他、SNS の配信により本市ホームページへのアクセス数につながるような仕組みを提案すること。

・ 上記のコンテンツは市ホームページや SNS で活用できるデータ形式とすること。また、その他の活用方法についても提案可能とする。

(4) まにわこどもはぐくみ応援くらぶ事業（市民インフルエンサー）の運営

まにわこどもはぐくみ応援くらぶ事業の事務局として運営に関する業務を行う。まにわこどもはぐくみ応援くらぶ事業とは、小学生以下のお子さんを持つ市内在住の方をくらぶ部員に任命し、真庭で楽しく生活する様子を、SNS (Instagram 及び X) を活用し、子育てをする保護者の視点で発信することによって、「みんなではぐくむ子育てのまち」の実現に向けイメージの醸成を図ることを目的に実施する。

ア 情報発信

①想定する発信内容

- ・投稿を見た子育てをする保護者が真似・参考としたくなるような内容
- ・日常の様子
- ・お子さんと一緒に楽しめるスポット・お店
- ・市の子育て施策
- ・市の子育て施策を活用して良かったこと
- ・子育てをしながら取り組む自分磨き
- ・市内施設（民間施設含む）の利用や市内イベント・行事への参加 など

②公式SNS

Instagram 及び X を併用する。

③ターゲット

真庭市及び近隣都市在住の子育て世帯（妊娠中～学齢期）及びプレ子育て世代（新婚世帯、結婚・出産を考えている方）

イ くらぶ部員とのコミュニケーション

①部員の募集

- ・部員の募集に関する事務を行うこと。
- ・市の提示する人数（5名以内を予定）の新規部員を募集すること。
- ・部員募集については、応募者増加につながるPRを行うこと。
- ・応募者の中から、書類選考と面接を経て市とともに決定すること。
- ・応募者と面接するにあたって、「面接シート」を作成すること。「面接シート」には、応募者の氏名、居住区、子どもの年齢、アカウント、直近投稿のサムネイル画像の他、面接に必要な情報を記載すること。面接後には、ヒアリング内容を簡単に記録すること。内容については、市と協議の上決定すること。
- ・書類選考の際、過去の投稿を確認し、任命する方を提案すること。
- ・市が任命することを決定した方に対し、任命する旨の連絡および部員に任命しない方に対しては、任命しない旨の連絡を行うこと。

②留意事項

- ・部員の公募等の内容に関しては、市と協議のうえ、決定すること。
- ・募集時には、選考に必要な名前・年齢・住所・メールアドレス・SNSアカウント等の情報を収集し、そのデータを真庭市に引き渡すこと。
- ・面接の日程を調整するとともに、面接までに審査案を作成し、市に提出すること。

③ 連絡調整・対応

- ・Email や郵送、公式アカウントのダイレクトメールのほか、LINE 公式アカウントにて令和6年度部員のグループを作成し、部員との連絡・調整を行うこと。
- ・部員からの問い合わせや緊急連絡等に対応できる体制を整えること。
- ・部員から問い合わせを受けた際には、内容を確認し回答を行うこと。

- ・回答の内容は、必要に応じて市と協議を行うこと。

④ 次年度の意向確認・活動終了の連絡

- ・市が示す投稿基準を満たす部員に対して、次年度の活動継続に関する意向確認をすること。

- ・投稿基準を満たさない部員に対しては再任しない旨の連絡をすること。なお、該当部員については12月までに把握し、現状のままでは年度末で再任できない旨を告知する等、連絡にあたっては、市と協議の上、丁寧な対応をすること。

ウ 部員の投稿促進

① ニュースレターの作成・配信

- ・市の子育て関連施策や、家族で行って楽しい市内の施設・行事の案内等の情報をまとめたニュースレターを作成すること。

- ・部員に向けて毎月1回以上配信すること。

- ・部員にとって有益な情報を収集し、ニュースレターの内容を市に提案すること。

- ・ニュースレターの内容に関しては、市と協議のうえ、決定すること。

- ・作成にあたっては、部員がスマートフォン等で閲覧することを想定し、提供した情報を部員が活用しやすいよう、情報を見やすく整理すること。

- ・作成にあたっては、毎月の投稿テーマを決めるなど、部員の投稿のヒントとなるよう工夫を行うこと。

② 投稿促進キャンペーンの企画・実施

- ・部員投稿の促進を図るキャンペーンを実施すること。

- ・部員が参加しやすく、積極的な投稿につながるキャンペーンを企画し、市に提案すること。なお、キャンペーンの内容は、アカウントのフォロワーが興味・関心の高い分野とすること。

- ・キャンペーンの内容に関しては、市と協議のうえ、決定すること。

- ・あらかじめ協議のうえで市が認めた場合は、要件を満たす部員に対してまにこいんのポイント付与等の景品を提供することも可とする。ただし、提供する景品等は委託費の範囲内で調達すること。

③ 年度末インセンティブの送付

- ・年度末に、市が定める投稿数を満たす部員に対して、まにこいんのポイント付与等10,000円相当のプレゼントを配付すること。

- ・ただし、提供する景品等は委託費の範囲内で調達すること。

エ 部員の交流会の実施

- ・部員が意見交換し、集まる場を1回以上設けること。

- ・交流会の実施場所は、市保有施設に限らず、民間施設等を含めて、子連れの親子が楽しく集まれる場所を提案すること。その上で、市と協議し決定すること。

- ・交流会の開催に関して、必要に応じて実施場所の運営者と調整を行うこと。

- ・交流会の内容に関して、部員同士が打ち解けられるきっかけとなる内容や、交流できる時間を確保するよう企画し、提案すること。
- ・交流会当日のタイムスケジュール及び進行台本、当日用資料を作成し、開催2週間前までに提出すること。ただし、内容の修正に関して市から指示があった場合は対応すること。
- ・任命式の実施にあたっては、司会者をはじめ、式の進行や運営に必要な人員体制を確保すること。

オ 公式 SNS (Instagram・X) アカウントの管理運営

① アカウントの運用・公式投稿（フィード・ストーリーズ）の作成

- ・本事業の運営にあたっては市が指定するアカウントを使用すること。
 - ・月に8回程度、公式 Instagram のフィード投稿・ストーリーズ投稿を活用し、子育て施策やイベント情報等を発信すること。ただし、同一の事業・イベントに関する投稿の場合は、フィード投稿・ストーリーズ投稿の両方に投稿した場合も、1回分の投稿とみなす。
 - ・部員にとって有益な情報を収集し、公式 Instagram で発信する内容を市に提案すること。内容決定にあたっては、市の施策とイベント情報をバランスよく織り交ぜて投稿できるよう検討すること。
 - ・公式 Instagram で発信する内容に関しては、市と協議のうえ、決定すること。
 - ・市の子育てのイメージ醸成につながるよう、トーン&マナーを意識し、公式投稿の画像及び投稿文を作成すること。
 - ・契約期間終了までに、令和7年4月分の公式投稿を令和7年4月10日投稿分まで予約し、市に内容を共有するなど、適切に引き継ぐこと。
 - ・管理するアカウントのログを適切に管理し、市に求められた場合は、報告を行うこと。
 - ・事務局として投稿する内容については、あらかじめ市と協議し、定める要領に則ったものとする。また、疑義がある事項や新たな内容については、事前に市の承認を得ること。
 - ・公式 Instagram のフィード投稿・ストーリーズ投稿の使い分けにあたっては、それぞれの投稿の特性や閲覧するユーザーの属性を理解して、内容を検討し、市に提案すること。
 - ・公式投稿の画像及び投稿文の作成にあたっては、市から資料等を提供するが、内容をそのまま掲載するのではなく、ユーザー視点に立って再構築し、提案すること。
- ##### ② 部員投稿の管理
- ・原則毎日、各部員の投稿内容が「まにわこどもはぐくみ応援くらぶ事業実施要領」に準拠していることを確認すること。
 - ・疑義がある事項は、事前に市の承認を得ること。

- ・市の指定するハッシュタグのついた部員以外の投稿で、市の子育てのPRになるものについて、リポストすること。

- ・契約期間終了までに、令和7年4月分部員リポスト投稿を令和7年4月10日投稿分まで予約し、市に内容を共有するなど、適切に引き継ぐこと。

- ・個人の投稿は写真・文章ともに、原則もとのままシェア等すること。

- ・投稿をシェア等する際は、同じ部員に偏らないようにすること。

- ・投稿をシェア等する際は、フォロワーの興味関心が薄れないよう、同じ内容に偏らないよう配慮すること。

③ アカウムの認知度向上

- ・公式アカウントの認知度向上のため、対象人口などを分析したうえで、フォロワー数の目標値を設定し、目標を達成するように取り組みを行うこと。

- ・PRの時期と媒体については、あらかじめ市と協議すること。

- ・フォローやリポスト、コメントの見返りとして、現金や現金に相当する景品の提供を申し出ることは、禁止とする。

- ・新たにフォロワーを獲得するために、印象的な広告内容になるよう、まとめ投稿や投稿促進キャンペーン等と連携させるなど、必要に応じて1体で検討すること。

④ 効果の検証

- ・日々の投稿へのフォロワー等のリアクションを踏まえ、下記項目について分析を行うこと。

- ・ターゲット層（子育て世帯・プレ子育て世代）が求めている情報

- ・ターゲット層への効果的な発信手法

- ・アカウント及び公式投稿の拡散状況など、ターゲット層へのアプローチについて、取り組みの効果を検証し、その結果を9月と3月に報告すること。また、9月の報告内容を踏まえ、10月以降の運営業務の改善に関する提案を行うこと。

⑤ 検証・分析結果の運営業務への反映及び投稿計画の策定

- ・前項の検証・分析結果を運営業務の改善に活かすこと。

- ・前項の検証・分析結果に基づき投稿方針を定め、事業実施期間において計画的に投稿すること。

- ・投稿にあたっては、効果的な情報発信のための投稿内容・投稿時期を計画すること。

- ・投稿方針については、市と協議し、必要に応じて見直しを行うこと。

- ・投稿方針に基づき、公式投稿及びニュースレターで発信する内容を市に提案すること。

⑥ 投稿頻度が低い部員への対応

- ・投稿頻度が低い部員に対しては、Emailや郵送、Instagramのダイレクトメール等で連絡し状況を伺うなど、現況の把握とモチベーション向上に努めること。

- ・投稿が1か月以上無い部員については市に報告し、対応を協議すること。

(5) 事業者の強みに基づくプロモーション（自由提案）

上記プロモーション活動に絡めて、市民による口コミ等により魅力発信の広がりを持たせる戦略や工夫点について、事業者独自のノウハウや専門性を活かしたプロモーションを提案すること。なお、提案にあたって本市の課題や今後の方向性を十分理解し提案すること。また、提案限度額の範囲内であれば具体的手法は自由とする。なお、本市プロモーションツールを活用すること。

(6) 効果測定

上記(3)SNS（LINE）を活用した子育てプロモーションの実施時における LINE 登録者へのアンケート調査による満足度評価を必ず実施すること。その他、本業務を通じたターゲットにおける意識変化や態度変容等について、効果的かつ数字で把握できる手法があれば提案すること。

5 成果物

下記の成果物を本市が指定する場所へ納品すること。詳細は、本市と十分に協議し、決定すること。

(1) 全体計画

実績報告 一式

(2) 動画

実績報告・制作動画 一式

(3) SNS を活用したプロモーション

実績報告・LINE アカウント 一式

(4) まにわこどもはぐくみ応援くらぶ事業

実績報告 一式

(5) 事業者の強みに基づくプロモーション

実績報告 一式

(6) 効果測定

LINE 登録者の満足度評価 一式

その他効果測定に伴う報告書 一式

6 成果品の著作権等

(1) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て本市に帰属するものとし、本市が自由に加工、複製、インターネット掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。

(2) 成果品の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等は全て本市に供与し、その利用及び再編集は本市において自由に行えるものとする。

(3) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害し

ないこと。第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。

(4) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として受託者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、受託者が負担すること。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 管理業務

本業務の委託期間中、受託者は、本市と連絡調整を行う担当者を配置すること。本市と、全体計画に基づいた進捗報告や意見交換等を定期的に行い、議事録を作成すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

ア 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である市に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は、市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 禁止事項

以下の事項を含む内容を制作・掲載（シェア・リツイートを含む）することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ 単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・ わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・ 消費者保護の観点から適切でないもの
- ・ 市又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・ 市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・ 内容が著しく拙劣なもの
- ・ その他社会通念に照らして市が不相当と認めるもの

8 業務の履行場所、作業場所

真庭市久世ほか地内及び事業者の事務所

9 成果物納品場所

真庭市健康福祉部子育て支援課

〒719-3292 真庭市久世 2927-2

TEL0867-42-1054 FAX0867-42-1388

10 その他

本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。